



土管第240号
平成25年3月26日

各発注機関の長 様

土木管理課長

現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）

平成22年3月31日付 土管第230号「現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）」
における兼務の取扱いを以下のとおり改めますので、ご留意ください。

1 兼務の取扱い

以下のケースⅠ、ⅡまたはⅢに該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができる。（兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合は除く。）

・ケースⅠ（次の①～④を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、3つの工事まで
- ②兼務する工事がすべて県発注工事
- ③兼務する工事現場がすべて同一市町村、または概ね5km以内（※1）
- ④兼務する各々の工事の請負金額が2500万円未満（税込）
（建築一式は5000万円未満）

（※1）最遠の関係にある工事現場が、概ね5kmの範囲内の場合に認める。

・ケースⅡ（次の①～③を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、3つの工事まで
- ②兼務する工事がすべて県発注工事
- ③H25.2.5付国土建第348号通知で規定された、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。

なお、ケースⅡにおける現場代理人の兼務に関しては、H25.2.5付国土建第348号通知の有効期間限りの対応とする。

・ケースⅢ（次の①～④を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、3つの工事まで
- ②全てが県発注の工事
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であること。
- ④同一工場内で製作が行われていること。（※2）

（※2）同一工場とは、同一の目的（鋼橋の製作等）で使用している工場を指し、建物だけでなく、その敷地一体を含むものとする。

なお、ケースⅢにおける現場代理人の兼務に関しては、金額の制限はない。

2 現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1に該当する場合、現場代理人の兼務を土木工事関係書類作成要領様式 - 16により発注機関に申請することができる。

3 現場代理人の兼務の承認

発注機関は、1の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認決定の通知

発注機関は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について書面（土木工事関係書類作成要領様式16 - 2）で工事請負者に回答するものとする。

5 施工時期

平成25年4月1日以後入札公告を行う工事に係る入札から適用する。